

令和3年8月2日

市民団体（※）関係各位

古賀市長 田辺一城

福岡県へのまん延防止等重点措置適用の政府決定を受けての市民団体等の活動について

政府は7月30日、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、福岡県にまん延防止等重点措置を適用することを発表しました。重点措置の対象地域は、福岡市と古賀市を含む福岡市周辺の19市町村、北九州市、久留米市です。これを受けて、古賀市として対策本部を開催し、以下の方針を決定しました。

市民のみなさまにおかれましては、それぞれの行動が自らと大切な人を守り、ひいては地域社会を守ることにつながることを意識していただき、引き続き感染防止策の徹底に取り組みいただきますよう、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 県の措置を受けての市民団体（※）の活動について

市は8月2日から公共施設を20時閉館とします。それに合わせ、地域活動並びに地域の公民館・集会所の使用は20時までとするようお願いいたします。

行事及び会合については中止の要請はいたしません。感染拡大防止策を取っていただき、開催可否について慎重に判断願います。

2. 県へのまん延防止等重点措置適用の期間

8月2日から8月31日（予定）

※市民団体…市内に活動の拠点を置き、市民により自主的に構成された公益性のある活動を行う団体（自治会、校区コミュニティ組織、NPO、ボランティア団体、PTCA等を指します）。

【問い合わせ】

（行政区長・隣組長、自治会、校区コミュニティ、NPO、ボランティア団体に関して）

古賀市 総務部 まちづくり推進課

電話 092-942-1165

（地域の公民館（分館）に関して）

古賀市 教育委員会 生涯学習推進課

電話 092-944-1931